

全 中 連 ニ ュ 一 ス

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
○TEL03(5651)7301 FAX03(5640)6055

○〒103-0015 東京都中央区日本橋兜町16-2 第2大谷ビル
○ホームページ<<https://zenchuren-group.jp>>



年頭所感 新たな事業を積極的に推進

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会
会長 上田 穎 昭

明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、会員の皆様には気持も新たに今年の抱負を描かれていることと存じます。

さて、約3年前から続く新型コロナウイルスの感染状況は、今現在においても完全には終息しておらず、感染者の増加と一時的な減少の波を昨年も幾度となく繰り返してきました。私たちの日常生活においては国レベルや都道府県レベルの制約は少なからず軽減されでは来ましたが、多くの人が集まる場所では種々の感染防止策が引き続き行われています。また国は、この冬の対応についてオーストラリアなどの状況を参考にインフルエンザとの同時流行を想定し、その感染動向を注視し対策を講じて行くとしています。

一方昨年は近年まれにみる円安が進み、エネルギー価格を始め、その原材料を輸入に頼っている多くの食料品や工業製品においては原価の値上がりによる諸物価の高騰など、国内経済の健全な成長ではなく、外的要因による物価高騰という非常に歪な経済状況となっています。現在の我が国の金利は超低金利であり、金融政策には限界があるなど先行きの不透明感が漂っています。

この様な状況は我々建設業界においても大きな影響を及ぼすこととなり、特に中小事業者、下請事業者の資金繰りに厳しさが増すことが大きく懸念され、政府は昨年10月28日に閣議決定された物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策において、中小企業の相対的な賃上げ実現に向け、中小企業が価格転嫁しやすい環境の整備を掲げました。また、昨年7月29日には下請中小企業振興法が改正され、「下請代金の支払いはできる限り現金払いに切り替えること。約束手形の振出しから支払日までを60日以内とするよう努めるとともに、約束手形はできる限り利用しないよう努める」などの新たな事項が定められました。

さて全中連では、昨年4月より会員の皆様が特定技能外国人の受け入れを行う際の支援を目的に、外国人技能者支援事業を新たに開始しました。

私たち建設業界においては長年に渡り若年入職者

の減少や、それに伴う技能者高齢化等の人的懸案を抱えていますが、現場における技能者の不足を補うために平成30年12月の出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の公布により、建設業をはじめ14業態において新しい在留資格である「特定技能」が設けられました。

特定技能外国人を受け入れる企業は、出入国管理庁からの在留資格取得の前に、受入計画を作成し国土交通省の認定を受ける必要がありますが、この制度の創設により技能実習2号等の終了後もそれぞれの実習生は引き続き5年間企業に在籍し働くことが可能となりました。またこれまで建設分野は19の業務区分に分けられ制度が運用されてきましたが、昨年の夏より「土木」、「建築」、「ライフライン・設備」の3区分に統合されるなど現在ではその業務内容に大きな幅が持たれるようになっています。

技能実習生はその立場上、従事する作業も限られたものでしたが、特定技能は正式な労働力の受入れ・雇用となりますので、受入企業の責任は以前にも増して大きくなっています。全中連では受入企業となっている会員へのサポート体制の充実を図っていく考えであります。

他にも安全衛生分野に関しては、新たに石綿作業従事者特別教育講習の独自開催の体制を整えました。これにより会員団体単位で地元での講習開催が可能となりましたので、傘下企業様への積極的なご周知をお願い致します。

また今年の10月1日からはインボイス制度が始まります。同制度につきましては、これまででも全中連ニュースにおいて度々触れてきましたが、これまで消費税を免除されていた免税事業者の方は、これまで通り免税事業者を継続するのか又は課税事業者を選択するのかを確認しておく必要があります。

上記の他にも建設キャリアアップシステムの代理登録申請をはじめ種々の事業を通し会員サポート体制の一層の充実を図ってゆく所存であります。

本年も業界の更なる発展と、会員の皆様のご健勝を心よりご祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

第29回 全中連理事会開催

10月14日（金）、京都市のTKPガーデンシティ京都タワーホテルにおいて第29回理事会が開催されました。会員団体から推薦された「模範的な優秀技能者表彰」の候補者について選考委員会による審査が行われ、本年度は3名の受賞者が決まりました。

表彰式は令和5年5月に開催される社員総会において行う予定です。

■模範的な優秀技能者表彰の目的

長年にわたり建設工事業に携わり、技能向上、無事故施工、後進の指導・育成等に積極的に貢献されてきた方を表彰し、技能者各位の地位の向上を目指すことを目的に実施される全中連の会長表彰制度。

■模範的な優秀技能者表彰の基準。

模範的な優秀技能者の表彰は、次の各号すべてを満たすものについて行う。

- ① 技能士、施工管理技士または建築士を有している。
- ② 建設技能者として20年以上の実務経験を有する。
- ③ 人物的に優れており、他の模範と認められる



令和4年度 全中連 東・西ブロック会議開催

令和4年度の西日本ブロック会議が10月14日（金）に京都市で、東日本ブロック会議が同21日（金）に東京都中央区で行われました。

会議では、今年度より開始した「外国人技能者支援事業」の進捗状況と令和4年度上半期事業の報告に続いて、下半期の事業計画として、石綿障害予防規則

（石綿則）の改正を受けて「石綿（アスベスト）取扱い作業従事者特別教育（安衛則第36条第37号）」を全中連の新たな事業として取り組んで行くとの説明と意見交換が行われました。

また、全中連所得補償サポートプランと全中連ケガ休業・病気入院補償制度について、それぞれの幹事・制度運営代理店の方より、制度・補償内容等の詳解も行われました。



建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

組合のホームページで保険料の試算ができます



※詳しくは組合ホームページをご覧ください <http://www.kensetsukokuhou.or.jp/>

全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4
TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035

“石綿取扱い作業従事者特別教育”の講習会開催について

労務安全に関する啓発・教育の一環として、労働安全衛生規則第36条第37号に基づく「石綿（アスベスト）取扱い作業従事者特別教育」の講習会を開催いたします。労働安全衛生教育を継続的に開催することにより、会員団体に所属する建設事業者の経営支援を図ることを目的として、新たに実施される事業です。

石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業（石綿則第4条）を行う際は、本特別教育の修了者を就かせることが事業者に義務付けられていることから、建設業者向けの研修・人材育成を行っている教育講習機関と業務提携を行い、会員団体のご要望に応じて全国で開催できる体制を整えました。

講師は全中連から派遣します。実施に係る会場費や講師費用等は全中連が負担しますので、開催をご検討される会員団体の方は全中連事務局にご連絡ください。尚、石綿作業主任者技能講習並びに建築物石綿含有建材調査者講習については、来年度の実施を検討しています。

石綿取扱い作業従事者特別教育講習会の概要について

1. 受 講 費
 - ・会員団体会員企業 お1人 3,000円(教材費・税込み)
 - ・会員団体非会員企業 お1人 8,000円(教材費・税込み)

※下請や仕事仲間の方も会員団体非会員企業として受講できます。
2. 受 講 資 格
 - ・満18歳以上の方
3. 講 習 時 間
 - ・4.5時間（厚生労働省告示の定めによる）
※（例）10時開催～16時終了（昼休憩と小休憩あり）
※講習終了後に修了証（カードタイプ）が手渡されます。
4. 開催について
 - ・実施する旨の連絡は開催日の2カ月以上前にお願いします。
※実施する旨の連絡が遅い場合、講師の派遣ができないことがあります。
 - ・講習会開催には5名以上の受講者が必要です。
5. その他の事項
 - ・会場の予約・設営・受講者募集、並びに当日の受付（受講料徴収等）は会員団体側で行って下さい。
 - ・本件についての詳細は事務局（TEL 03-5651-7301／担当：渡辺）にお問い合わせ下さい。

簡単手続きで
すぐに入れる！
お得な工事保険

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会
全中連トータルサポートプラン

※この内容は概要の説明となります。詳しい内容についてはパンフレットをご確認いただき、取扱い幹事代理店までお問い合わせください。

第三者賠償補償サポート (請負業者・生産物・施設所有管理者賠償責任保険)	安心の選べる 4つのサポート	工事補償サポート (工事シングルガード)
傷害補償サポート (事業者用プラン) (事業活動総合保険) ＜オプションで役員・従業員の所得補償（長期障害所得補償特約）セット可能＞		傷害補償サポート (一人親方用プラン) (就業中のみの危険補償特約セット傷害総合保険)
全中連トータルサポートプランの特長		保険料例 (2022年度)
★ 全中連のスケールメリットを生かした割安な保険料! ★ FAX送信と掛金入金で手続き完了! ★ いつでも加入できる（毎月20日締切） ★ 経審(W1)で15ポイントの加点が可能!（傷害補償サポート・事業者用プラン）	完成工事高・売上高とも 1億円の建築工事を営む 事業者の場合	第三者賠償補償サポートAコース … 95,690円 工事補償サポート（建築工事） … 62,160円 傷害補償サポート（事業者用プラン）Aコース … 143,710円 役員・従業員の所得補償（オプション） … 132,400円
【お問い合わせ先】 <取扱幹事代理店> 株式会社ワイスマン東京支店 〒103-0004 東京都中央区東日本橋3-11-11 Y'sビル7階 TEL.03-5623-6455 FAX.03-5623-6488 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)	損害保険ジャパン株式会社	SJ22-02710(2022/06/09)

CCUS処遇改善推進協議会 全中連加入承認される

第2回建設キャリアアップシステム（CCUS）処遇改善推進協議会（事務局担当：国土交通省不動産・建設経済局）が10月6日（木）、TKP新橋カンファレンスセンターで開催され、令和4年度の公共事業労務費調査や今後の重点課題等について意見交換が行われました。

この協議会は、国土交通省と厚生労働省、学識経験者並びに建設業団体等106団体から構成され、CCUSの活用を通じて社会保険加入の徹底、労務費と法定福利費の確保をはじめとした技能者の処遇改善を推進するための組織で、全中連は新規加入団体としての承認を得て出席しました。

議事ではCCUSの現状が報告された後、現場での利用促進と技能者の処遇改善に向けた取り組みについて協議が行われました。また、特定技能に関する制度改正や持続的な建設業に向けた環境整備検討会と適正工期の確保等について説明が行われました。

協議会では、能力評価制度の拡充と見える化評価の積極的な活用や、一人親方対策等を進めることで建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と公平で健全な競争環境の整備を推進して行きたいとしています。

CCUS運営状況 技能者登録数100万人超える

2019年4月の運用開始以来、約3年半で技能者登録が100万人を超えることになりました。これにより、全建設技能者の約3人に1人が登録を終えたことになります。

国交省では、このシステムが業界共通の制度インフラとなることで重層下請けの問題、労務単価を下請け業者まで行き渡らせる問題など、建設業が長年抱えてきたさまざまな課題解決に活用されることを期待しています。また、令和4年8月に設置した持続可能な建設業に向けた環境整備検討会において引き続きシステムの発展的な活用の可能性を検討したいとしています。

令和4年10月末時点の登録技能者数は102万4269人。登録事業者数は一人親方を除いて13万4476社。カードタッチなどによる10月の就業履歴数は過去最高の380万1819件でした。

2022年10月末時点の登録数

事業者登録数	技能者登録数
196,655（内、一人親方:62,179）	1,024,269

全中連においても、建設キャリアアップシステムに登録する事業者ならびに技能者に対して、申請手続きの支援事業（提携する行政書士による代理申請）を実施していますので、事務局（TEL 03-5651-7301／担当：佐藤）までご連絡ください。

事業者の
みなさまへ

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として
「適格請求書等保存方式」
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する
事業者となるには
事前に登録申請が必要です!

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】

登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手續がスムーズです。

※インボイスとは、控除書類のほか、一定の条件が充たされた請求書や領収書その他のこれらに該するもの等いいます。

国税庁
インボイス制度について
専用ダイヤル
【フリー】0120-205-553
【受付時間】9:00~17:00(土日祝)
詳しくお問い合わせの方は
国税庁ホームページ
(<http://www.mext.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」
をご覧ください。

行政の窓 建設業許可制度Q&A

行政書士 谷川竜一

(Q11) 建設業許可手続きはどこで行うのですか？

- (A11) 都道府県知事許可の場合は、各都道府県の建設業許可担当部局が窓口となります。また、国土交通大臣許可の場合は、本店所在地を管轄する地方整備局が窓口となります。
なお、建設業許可手続きは令和5年1月（※）から電子申請が開始されることになっており、電子申請であれば窓口に直接出向くことなく申請することができるようになります。
(※) 国土交通大臣許可は令和5年1月開始、都道府県知事許可は令和5年1月より順次開始予定。

(Q12) 建設業許可手続きの電子申請はどのようにして行うのですか？

- (A12) 国交省が令和5年1月10日より運用を開始する「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」を利用して申請を行うことになります。このシステムを利用するためには「GビズID（プライム）」（※）の取得が必要となります。なお、行政書士等の代理人に申請手続きを依頼して行う場合は、代理人もGビズID（プライム）の取得が必要となります。
(※) 各種行政手続きをオンラインで行うための共通のID。GビズID（プライム）の取得には印鑑証明書（個人事業主の場合は事業主個人の印鑑証明書 法人の場合は法人の印鑑証明書）が必要となり、IDの発行には申込みから2週間程度の時間がかかる。

(Q13) 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」ではどのような手続きを行なうことができま すか？

- (A13) システム運用開始時点では以下の手続きが可能となる予定です。

＜建設業許可関係＞

- ・許可申請（新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新）
- ・変更等の届出（事業者の基本情報、経営業務管理責任者、営業所の専任技術者、営業所の代表者等）
- ・廃業等の届出
- ・決算報告
- ・許可通知書等の電子送付（許可行政庁により取扱いは異なります）

＜経営事項審査関係＞

- ・経営事項審査申請（経営規模等評価、総合評定値）
- ・再審査申請
- ・結果通知書等の電子送付（許可行政庁により取扱いは異なります）

(Q14) 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」の運用が開始された後は、今までのよう な書面による申請は行えなくなるのでしょうか？

- (A14) 従来どおり、書面による申請も行なうことができます。

(Q15) 書面による申請ではなく、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」を利用して申請 を行うメリットはあるのでしょうか？

- (A15) 電子申請では、窓口まで書類を持参する必要がなくなるだけでなく、行政書士がデータ連携することによって一部の添付書類（※）が不要になるなどのメリットがあります。
(※) システム運用開始時点では登記事項証明書や納税証明書、技術者資格情報など。ただし、許可行政庁により対応は異なる。

万が一の時の安心のために!! 病気・ケガによる就業不能中の月々の所得を補 所得補償サポートプラン

所得補償サポートプランは、病気やケガで働けなくなったときに月々の所得を補償する制度で、業務中・業務外を問わず24時間補償します。所得補償保険金額（月額）は10万円・20万円・30万円から選ぶことができます。また、保険料は現場従事者と一般事務従事者の2つのコースに分かれており、事業主・従業員みなさんが加入できる補償制度となっていますので、事業所の福利厚生にお役立てください。

■全中連所得補償サポートプランの特長

1. 全中連のスケールメリットを活かしたお得な保険料を実現！
2. 病気・ケガで入院、医師の指示による自宅療養中の月々の所得を補償！
3. 24時間、国内・国外、業務中・業務外いつでも補償！
4. 最長1年間の長期保証！長期の継続も可能！
5. 加入時の医師の審査は不要！

■制度の概要

1. 保険の対象となる方が保険期間中に病気またはケガにより就業不能となった場合に保険金をお支払いします。
2. 保険の対象となる方は、役員、個人事業主、一人親方、正規従業員・臨時雇用従業員、外国人労働者の方々で、満15歳から満69歳の方が加入できます。
3. 職種（現場従事者・一般事務従事者）により保険料が異なります。
4. 病気やケガで就業不能のときに受取る所得補償保険金額は3コース（Aコース月額10万円、Bコース月額20万円、Cコース月額30万円）から選択できます。

■保険料例 <被保険者1名あたり/年額>

コース名	所得補償保険金額	30歳	40歳	50歳
現場従事者	1ヶ月10万円	15,140円	23,500円	32,570円
	1ヶ月20万円	30,280円	47,000円	65,140円
	1ヶ月30万円	45,420円	70,500円	97,710円
一般事務従事者	1ヶ月10万円	11,200円	22,400円	33,600円
	1ヶ月20万円	17,430円	34,860円	52,290円
	1ヶ月30万円	24,130円	48,260円	72,390円

■ご加入について

1. 保険期間は8月1日（午後4時）～翌年8月1日（午後4時）までです。
2. 8月1日以降も、いつでも中途加入できます。
3. 毎月1日までの受付。翌月1日から補償開始（保険期間は翌年8月1日午後4時まで）です。



■お問い合わせについて

- ・事務局（TEL 03-5651-7301／担当：佐藤）までご連絡ください。
- ・詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。

全中連 ケガ休業・病気入院補償制度

ケガによる休業や病気による入院から事業所経営を守る本補償制度は、事業主・役員・従業員の皆さんが入るグループ傷害保険です。「ケガ休業プラン」と「ケガ休業プラン+病気入院プラン」がありますので、事業所の福利厚生にご活用ください。

ケガによる休業を24時間補償（仕事中・プライベート・地震も）

■ケガ休業プラン

事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間内に就業不能になった場合に以下の保険金をお支払いします。

- **休業療養保険金** 就業不能開始日から30日を限度に日額をお支払い
- **手術療養保険金** 休業療養保険金が支払われる場合で、1事故につき1回お支払い
- **入院療養一時金** 休業療養保険金が支払われる場合で、1泊2日以上の入院日数が通算8日以上になったときにお支払い
- **長期休業療養一時金** 休業療養保険金が支払われる場合で、30日間連続して就業不可となり、31日目も就業不能が継続しているときにお支払い
- **死亡保険金** 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなられたときにお支払い
- **後遺障害保険金** 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に障害が残ったときに、障害の程度に応じてお支払い

※フルタイム補償特約：業務中及び業務中以外（日常生活・休暇）のケガも補償します。

※地震・噴火・津波危険補償特約：地震や噴火、津波が原因でケガをしたときに保険金をお支払いします。

※有毒ガス・有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒についても保険金をお支払いします。

告知（医師の診断）不要で加入できます

■病気入院プラン

病気の治療のために1泊2日以上継続して入院したとき、30日を限度に日額をお支払いします。

※業務による症状補償特約：業務に起因して生じた症状（熱射病・日射病等）も保険金をお支払いします。

※新型コロナウイルス感染症による入院も保険金をお支払いします。

事業所の福利厚生として、充実補償の“**ケガ休業+病気入院プラン**”を是非ご検討ください
病気入院プランのみの加入はできません。

■掛け金について

- ・「建設作業の方」と「事務・営業の方」の2種類をご用意しています。
- ・毎月払いと年払い（約9%安くなっています）があります。

■申込みについて

- ・法人・個人いずれもご加入できます
- ・ケガ休業プランは1名以上、ケガ休業・病気入院プランについては2名以上の加入が必要です（事業所全員の加入が必要です）。
- ・ケガ休業プランは80歳までの方が加入できます。
- ・ケガ休業プラン+病気入院プランは69歳までの方が加入できます。
- ・中途加入も随時受付します（申込み締切り：毎月20日）。

■お問い合わせについて

- ・事務局（TEL 03-5651-7301／担当：佐藤）までご連絡ください。
- ・詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。



改正省エネ法・建築基準法のオンライン講座開催中 国交省

令和4年6月17日に公布された改正建築物省エネ法・改正建築基準法により、令和7年4月（予定）に省エネ基準の全面的な適合義務化や建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し（4号特例の見直し）等が行われます。

国土交通省では、これら制度の円滑な実施に向けてオンライン講座を開催しています。

■建築物省エネ法の改正について

令和4年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』（令和4年法律第69号）により、建築物省エネ法が改正され、原則全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられます。

省エネ基準に適合しない場合や必要な手続き・書面の整備等を怠った場合は、確認済証や検査済証が発行されず、着工・使用開始が遅延する恐れがあります。併せて、建築基準法の改正により、建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度（いわゆる「4号特例」）の縮小が措置され、建築主・設計者が行う建築確認の申請手続き等も変更されます。

国交省のHP<<https://shoenehou-online.jp/>>にて
改正法や省エネ計算法等をテーマ別に解説するオンライン講座を公開していますので
ご覧ください。
なお、受講する前に講座資料をダウンロードする必要があります。

<国交省> 改正法について学べる

令和4年度改正建築物省エネ法・改正建築基準法に関するオンライン講座について

◎WEB講習会について

①未経験者向け<標準計算ルートにて計算が自己完結できない方>

省エネ計算によらない省エネ基準への適否の簡易判定法を学べるWEB講習会

- ・木造戸建て住宅編 5編：34分51秒～49分25秒
- ・小規模非常宅建築物編 2編：18分58秒と45分43秒

②中級者向け<標準計算ルートにて計算が自己完結できる方>

- ・A講習：戸建・木造軸組工法 2時間47分13秒
- ・B講習：戸建・木造枠組壁工法 2時間48分33秒

◎概要説明会動画について

①改正建築物省エネ法の概要説明会動画

②改正建築気銃砲の概要説明会動画

“おすすめ講座”のご紹介

国交省では次の講座を「オンライン講座おすすめ」としていますので紹介します。

木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック【省エネ基準編】4～7地域版（31分15秒）
本州の大部分、四国、九州の地域向け

<<https://shoenehou-online.jp/setumeisyuhou/s02/>>

改正建築基準法の概要・木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)の概要（30分00秒）

<<https://shoenehou-online.jp/setumeisyuhou/shoene2/>>